

(令和6年6月1日現在)

## 通所介護事業所みのぶ荘 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(介護保険事業所指定番号：1970700058)

当施設はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもご利用は可能です。



## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人身延山福祉会
- (2) 法人所在地 山梨県南巨摩郡梅平2483番地122
- (3) 電話番号 (代表) 0556-62-3131
- (4) 代表者 理事長 浜島典彦
- (5) 設立年月日 昭和55年10月13日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所  
平成28年4月1日指定(山梨県指定第1970700058)  
※当事業所は、介護老人福祉施設みのぶ荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 通所介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に通所介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 通所介護事業所みのぶ荘 (みのぶ荘デイサービスセンター)
- (4) 事業所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地122
- (5) 電話番号 0556-62-3131
- (6) 管理者氏名 佐野一雄
- (7) 当施設の運営方針  
みのぶ荘は、利用者の生命が安全に守られ、よりやすらかな安定した環境のもとで健全で豊かな生活が保障され、個人としての自由と集団、社会との関係が調整補償される中で、久遠の本仏釈尊と日蓮聖人の衆生救済の慈念を体し、社会福祉について積極的熱意と能力を有する職員によって適切な支援が行われ、併せて地域の高齢者の福祉向上に役立つよう、次の基本方策をもって民主的に施設の運営を図ります。
  - 1 この世の浄土を施設内につくる  
利用者が健全な環境のもとで、人間性を尊重され、温かい愛情と平等の処遇の中で、自主性を損なうことなく、心豊かな明るく楽しい生活の場作りに努めます。
  - 2 科学的・専門的な施設運営を図る  
多様化、多面化する利用者個々のニーズに対応する科学的、専門的な施設運営を図るために必要な整備を進め、これを支える施設職員の研修を行い、教養を高め、支援技術の向上に努めます。
  - 3 施設の社会化をすすめる  
施設の専門的機能、設備、各種のサービスを在宅の生活に不自由さを抱える高齢者を対象に提供し、地域社会に諸行事を解放して、入居者はもとより施設職員の地域活動への参画と地域からの施設運営への参加をすすめ、地域社会との交流に努めます。

(8) 開設年月日 平成2年4月8日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（1月1日～1月3日を除く）
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：45～15：45

(10) 利用定員 25人（第1号通所を含む）

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現在の員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 介護職員	24.0時間以上	18.0時間以上
3. 看護職員	2	1
4. 生活相談員	5	1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	日勤 8：30～17：30
2. 介護職員	早出 8：00～17：00
	8：15～17：15
	日勤 8：30～17：30
	遅出 8：45～17：45
	9：00～18：00
	9：30～18：30
3. 看護職員	日勤 8：30～17：30
4. 生活相談員	日勤 8：30～17：30

### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

(1) ご利用料金の一部が介護保険から給付される場合
(2) ご利用料金の全額をご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスについては、ご利用料金の一部が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ① 食事の支援

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、個々の希望や特性に応じ、「食事をゆっくり楽しむ」ための支援や環境整備、時間の調整等を行ないます。

・食材料費等および調理費につきましては、実費相当額を別途ご負担いただきます。

- ③ 入浴の支援
- ・ 個々のご利用者の暮らしに合わせ、必要に応じて入浴の支援を適切に行ないます。
  - ・ 入浴の必要性があるにもかかわらず、体調不良などのやむを得ない理由により入浴ができない場合は、清拭等の対応を行ないます。
- ④ 排泄の支援
- ・ ご利用者個々に合わせて排泄行為の自律性を可能な限り保つために必要な支援を適切に行ない、快適に生活することができるように支援します。
  - ・ 事業所の排泄用品を使用された場合、実費相当額を別途ご負担いただく場合があります。
- ⑤ 機能訓練
- ・ ご利用者の心身の状況等に応じ、日常生活やレクリエーション、行事の実施等の機会も活用しながら、日常生活を送るのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥ その他の生活支援
- ・ 社会生活者としての役割の継続が可能となるようできる限り配慮します。
  - ・ ご利用者個々の生活歴や個性等を尊重しながら社会的・文化的生活の構築を図ります。
  - ・ 当該事業の利用が潤いのある人生の一部となるよう、ご利用者個々の趣味や嗜好に配慮した生活空間・時間の構築に配慮します。

〈サービスの利用料金〉 (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)。

※1日当たり

(単位:円)

要介護度ごとのサービス利用料金		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
		5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
1割負担	介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7,164	8,109	9,072
	サービス利用に係る自己負担額	584	689	796	901	1,008
2割負担	介護保険から給付される金額	4,672	5,512	6,368	7,208	8,064
	サービス利用に係る自己負担額	1,168	1,378	1,592	1,802	2,016
3割負担	介護保険から給付される金額	4,088	4,823	5,572	6,307	7,056
	サービス利用に係る自己負担額	1,752	2,067	2,388	2,703	3,024

※ 上記利用料金は、通常のサービス提供時間9:45~15:45(6~7時間)を利用された場合の料金です。

※ 上記の基本的な利用料金に、サービス提供体制強化加算(I)として22円(44円または66円)が加算されます。

※ その他、入浴介助加算(I)40円(80円または120円)、入浴介助加算(II)55円(110円または165円)個別機能訓練加算(I)イ56円(112円または168円)、認知症加算60円(120円または180円)、栄養アセスメント加算50円(100円または150円)、科学的介護推進体制加算40円(80円または120円)を、ケアプランにより利用の計画があり、実際に利用された場合にご負担いただきます。

※ 基本単位と加算の一か月の合計に92/1,000(9.2%)を乗じた額が介護職員等処遇改善加算(I)、としてそれぞれ加算されます。

※ 上記の介護保険一部負担額の外に、食費(「食費の項」参照)をご負担いただきます。

#### ☆ご利用料金の全額負担について

- ・保険料滞納などの場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。後日、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

#### ☆ご負担額の変更について

- ・介護保険法の改定や負担割合の見直しなどにより、自己負担額が変更になる場合があります。その場合、変更された額に合わせ、ご利用者のご負担額を変更いたします。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条関係）

以下のサービスは、基本的に利用料金の全額がご利用者の負担となります（ご利用者、ご家族のご希望により当該サービスをご利用いただいた場合にご負担いただく費用です）。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にてご負担いただきます。
- ・当施設における食事の費用は昼食代660円、おやつ代70円とさせていただきます。
- ・時間外のご利用により朝食または昼食を希望される場合、朝食390円、夕食460円で提供させていただきます。

##### ② 通常の事業の実施地域を超える送迎

通常の実施地域外の移動距離1kmごと 50円（片道）

##### ③ 理美容に係る費用

月に1回、理・美容師の出張による理美容サービスの実施日があります。

カットのみの場合：2,300円（1回当たり）

##### ④ レクリエーション・クラブ活動などに係る費用

ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動などへご参加いただくことが可能です。その際、要した費用の実費をご負担いただく場合があります。

##### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用については、その実費をご負担いただきます。

☆上記の介護保険給付対象外サービスの費用については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、原則として変更を行なう2か月前までにご説明いたします。

### (3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条関係）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算してご請求いたしますので、翌月中に以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座へのお振込

山梨中央銀行身延支店 通所介護事業所みのぶ荘 荘長 佐野一雄

普通預金 No. 209283

ウ. 指定金融機関口座からの自動引き落とし

指定金融機関：山梨中央銀行

(4) 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、ご利用者のご都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは利用日数の追加をすることができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までにご連絡がなく、ご利用当日になって利用中止の申し出をされた場合、予定どおりご利用いただいた場合にご負担いただくべき料金（利用者負担額）の50%を取消料としてお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

5. 身体拘束等の禁止について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性）を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。万が一緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに定期的にカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けて取り組みます。

なお、特殊機械浴を使用して入浴される場合は、機器使用中の事故防止及び安全保護のため、ストレッチャー上では安全ベルトを着用させていただきます。

6. 事故発生時の対応について

- ・利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者機関による第三者評価は実施しておりません。

8. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）  
通所介護室長 佐野 浩美
- 苦情解決責任者  
管理者 佐野 一雄

みのぶ荘 連絡先

電話番号 0556-62-3131

FAX 0556-62-3132

※その他、「目安箱」を事務所カウンター上に設置しています。

○ 苦情解決のための第三者委員

当法人監事 石井ユリ子 電話番号 0556-62-0160

当法人評議員 鴨狩智加子 電話番号 0556-62-0890

(2) 行政等々の苦情受付窓口

身延町役場 介護保険担当	所在地	身延町切石117-1
	電話番号	0556-20-4611
	受付時間	9:00~17:00
山梨県国民健康保険 団体連合会	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電話・FAX	055-233-9201
	受付時間	毎週水曜日9:00~16:00
その他、お住まいの市町村役場介護保険担当		

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所のふ荘

説明者職氏名 生活相談員 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者住所

氏名 ⑩

署名代行者氏名 ⑩

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第96条の規定に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。